

## 諮問書

佐市教委文振第599号

平成24年10月15日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明 様

佐賀市教育委員会  
教育長 東島正明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、  
下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

### 記

#### 1. 諮問事項

市民会館に設置した監視カメラ及びモニターによる、個人情報の本人以外からの  
収集及び外部提供について

#### 2. 諮問理由

下記の理由により、監視カメラ及びモニターを設置する。

##### (1) 利用状況の確認

- ・市民会館は約10万人が利用する施設であり、演劇やコンサート、講演会など、  
大規模な催物の会場となる。混雑を避けるために、館内の利用者の動きを把握し、  
適切に誘導する必要がある。

##### (2) 催物の進行状況確認

- ・出演のタイミングを把握できるよう、楽屋内に催物の進行状況を中継する。
- ・催物の進行状況を確認しながら照明や音響機器を操作し、効果的な演出を行う。

##### (3) 盗難防止

- ・市民会館駐車場の出口に設置されている精算機内の料金の盗難を防止する。

#### 3. 所管課

教育委員会社会教育部 文化振興課

#### 4. 管理者

公益財団法人佐賀市文化振興財団（指定管理者）

#### 5. カメラ及びモニター設置台数

カメラ 3台

モニター 9箇所10台

6. カメラ及びモニターの設置状況

別紙1のとおり

7. カメラ及びモニターの設置状況写真

別紙2のとおり

8. カメラ及びモニターの位置

別紙3のとおり

9. 画像データの記録状況（駐車場精算機カメラのみ）

(1) 撮影する画像及び保存方法

- ・精算機扉異常、釣り銭切れ、ジャーナル切れ、精算機故障のトラブル発生時に警報と、記録データ（警報前の10枚、警報後の10枚の静止画）が中央警備株式会社に送信される。
- ・記録データに問題がない場合は、その都度完全消去される。解析の結果、盗難の様子が確認された場合のみ、中央警備アラームコントロールセンター内受信機のハードディスクにて保管される。

(2) 掲示及び広報

- ・精算機に「監視カメラ作動中」等と明記したテープを貼っている。
- ※別紙2を参照

(3) 目的外利用の実績

- ・カメラの設置から平成24年10月15日現在までに、外部提供の実績はない。

(4) 記録データの取り扱い

「市民会館監視カメラ運用基準」を定め、運用についてはこれを遵守する。

10. 記録データの外部提供

記録データの外部提供を行う場合は、「佐賀市個人情報保護条例」及び「市民会館監視カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の

条件を付すものとする。

11. カメラ取り扱いに関する規定

別紙 4

- ・「市民会館監視カメラ運用基準」

別紙1 カメラ及びモニターの設置状況

市民会館 カメラ設置状況

	設置開始	取替	稼働 時間帯	モニターの 有無	記録の 有無	撮影範囲
1 ホール客席	S41. 4		催物開催時	有	無	360°
2 舞台下手	S41. 4		催物開催時	有	無	固定
3 駐車場精算機	H20. 10		緊急時	無	有	固定

※駐車場精算機のカメラは、平成20年6月の盗難事件の発生により、その後の防止策として設置された。

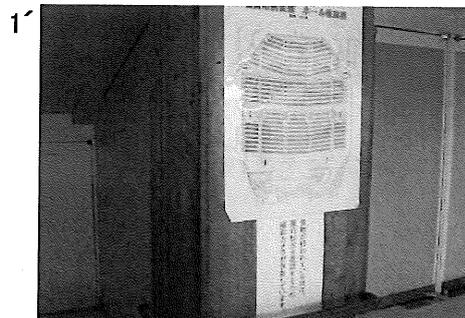


## 別紙2 カメラ及びモニターの設置状況写真

### 市民会館カメラ 1～3'



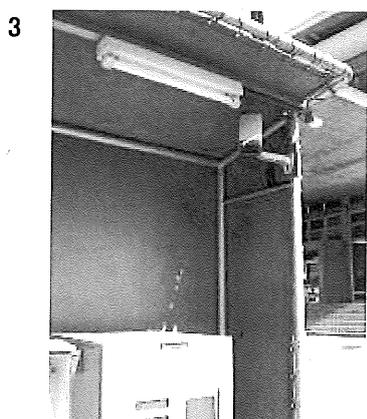
ホール客席



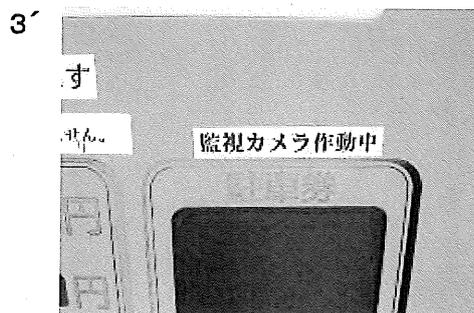
※表示  
「催物の開催中はカメラが作動しています」



舞台下手



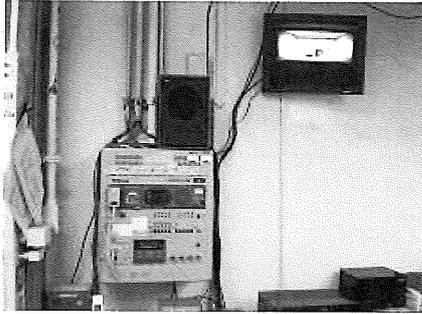
駐車場精算機



※表示  
「監視カメラ作動中」

市民会館モニター A~H

A



事務室

B



ホールホワイエ

C



調光室

D



舞台下手

E



楽屋1

F



楽屋2

G



楽屋3

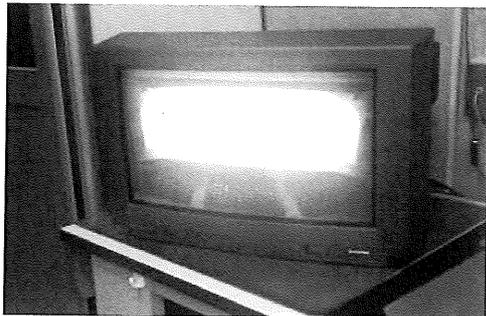
H



楽屋4

市民会館モニター I

I

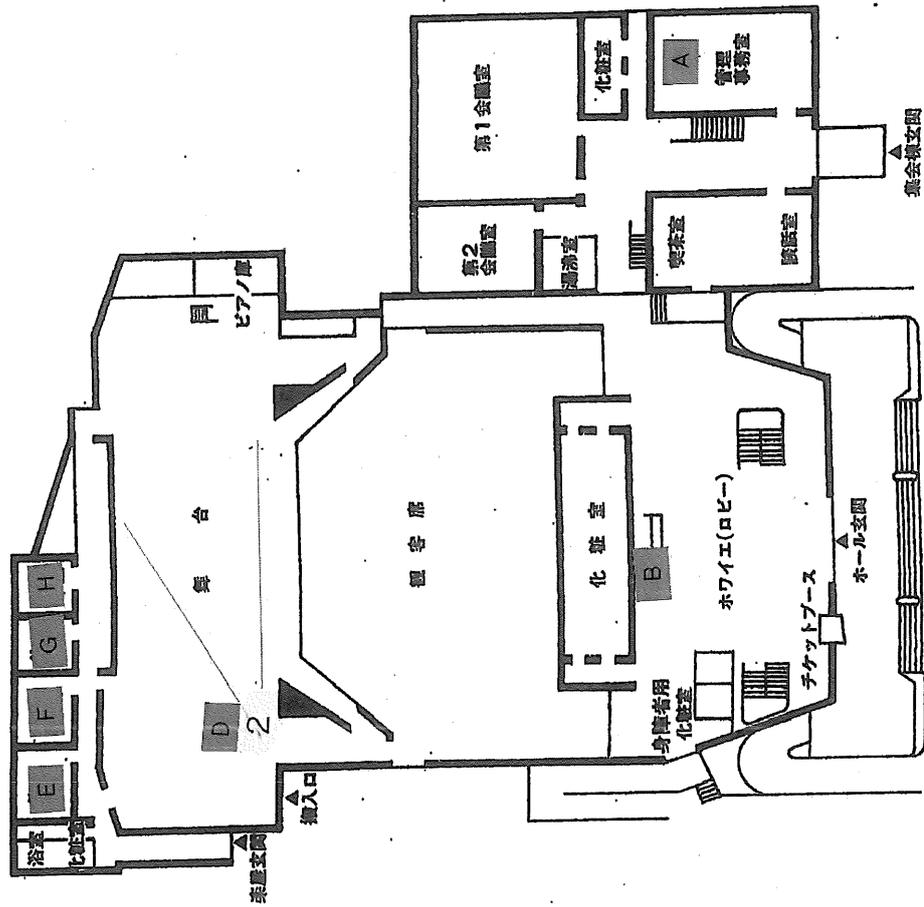


地下機械室

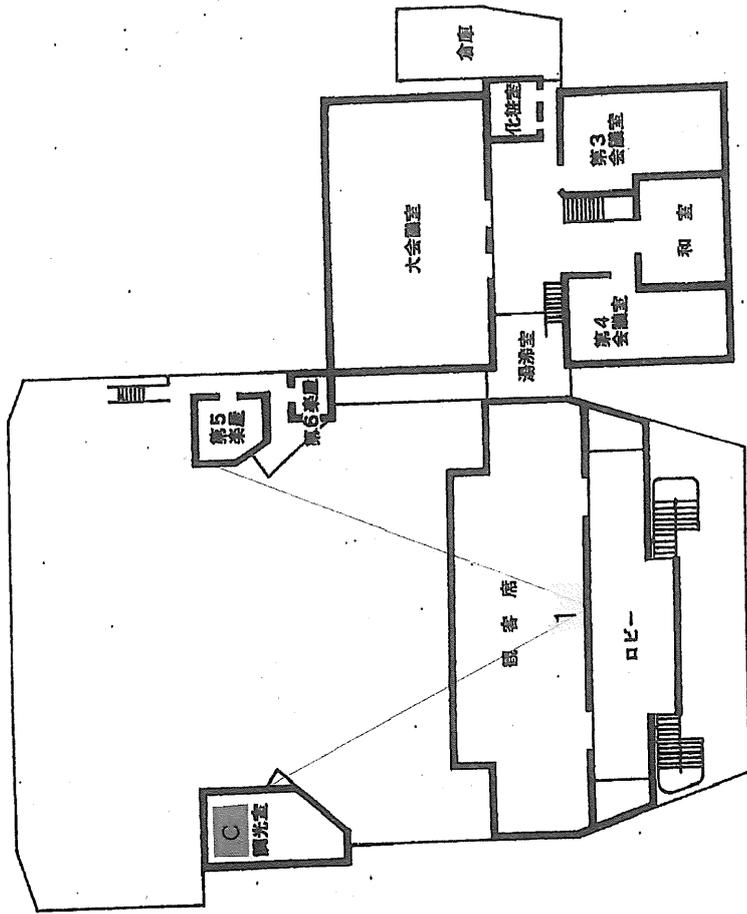
別紙3 カメラ及びモニターの位置

# 佐賀市民会館平面図

〒840-0054 佐賀市水ヶ江一丁目2-20 TEL 0952-24-5271  
FAX 0952-24-5274



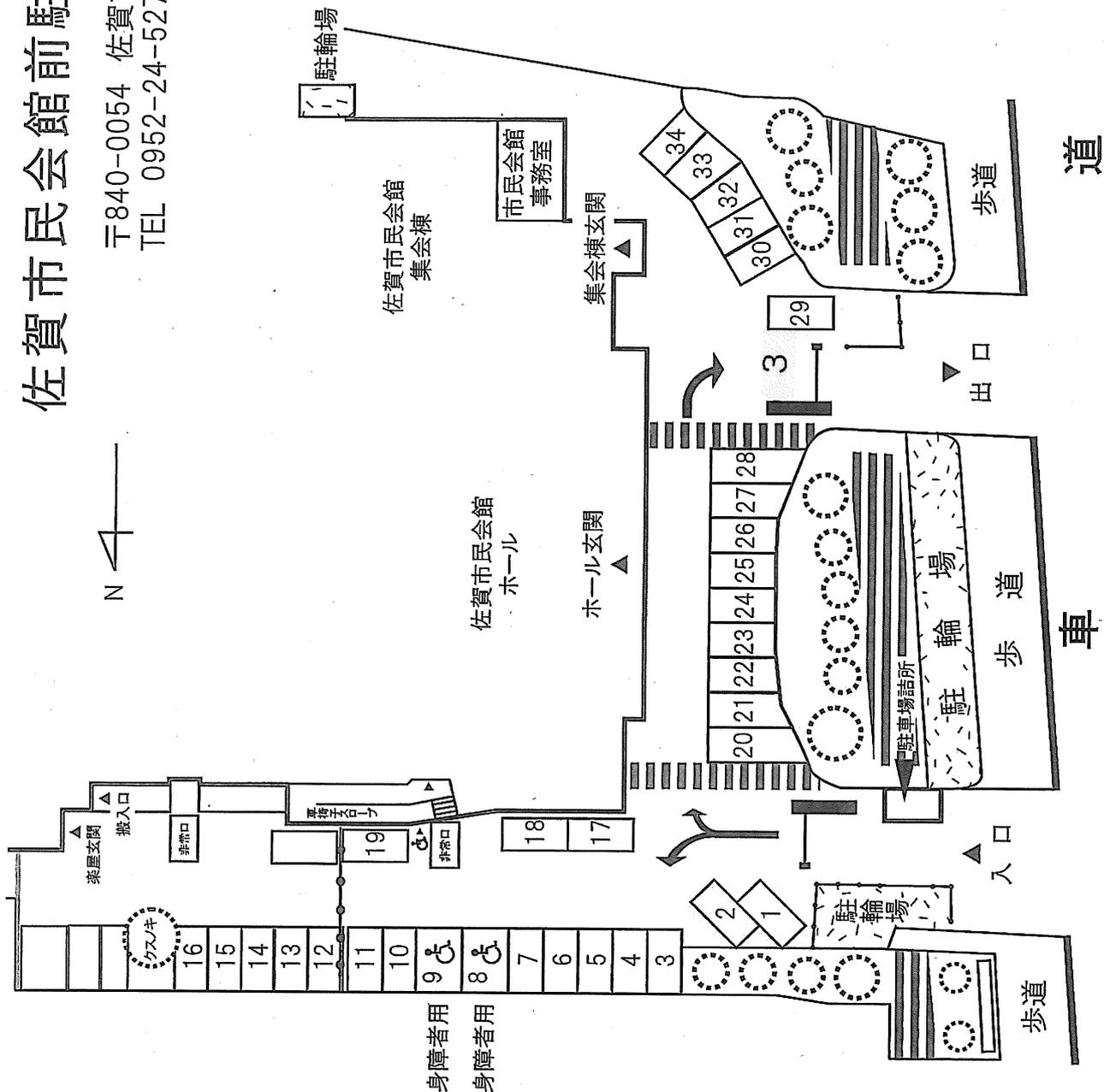
1階平面図



2階平面図

# 佐賀市民会館前駐車場平面図

〒840-0054 佐賀市水ヶ江1丁目2-20  
 TEL 0952-24-5271 FAX 0952-24-5274



■ 24時間駐車場案内  
 34台(有料)  
 最初の1時間 200円  
 以降1時間毎 50円

## 別紙 4 運用基準

### 佐賀市民会館監視カメラ運用基準

#### (目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市民会館における各施設の利用状況確認及び催物の進行状況確認、並びに安全管理と盗難防止を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

#### (監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、佐賀市民会館の建物内に設置する。

2 監視カメラを設置した場所には、利用者の見やすい位置に監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

#### (監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、公益財団法人佐賀市文化振興財団常務理事とする。

3 取扱者は、公益財団法人佐賀市文化振興財団職員の中から、管理者が指名する。

4 管理者は、管理運営上必要な場合は、第三者を取扱者として指名できるものとする。

5 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

6 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラの適正な取り扱いに努めなければならない。

#### (画像データの取り扱い)

第4条 監視カメラの画像は、駐車場の精算機に設置する監視カメラ（以下「精算機カメラ」とする。）を除き、録画を行わないものとする。

1 管理者は、精算機カメラが録画した画像データについては、佐賀市民会館の警備を受託する中央警備保障株式会社（以下「中央警備」とする。）を取扱者とする。

2 中央警備は、この基準を遵守する。

3 精算機カメラは、精算機が異常を感知した場合に限り、中央警備に警報機作動前後各10枚の静止画像データを送信する。

4 中央警備は前項の画像を解析し、盗難等の様子が記録されていた場合は、当画像データを社内のハードディスクに1年間保管する。

5 中央警備は前項の解析の結果、保存不要と判断した画像データについては、速やかにこれを完全消去する。

6 中央警備は画像データを受信時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

第5条 画像データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この基準は平成24年10月15日から実施する。